

参加申込書等に関する質問回答書

令和6年7月31日  
新庁舎整備室

No.	対象資料・該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領 7 参加資格 キ	同種類似実績について、複合施設の場合は当該用途の面積が要件で指定されている面積を超えていけばよろしいでしょうか。	差し支えありません。
2	「実施要領」P4-7 参加資格-(1)参加の要件-キ	「キ 告示の日時点で、平成26年4月以降に、主たる設計者として延床面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上の同種施設の実績又は類似施設の実績を有すること」とありますが、基本設計および実施設計が完了した実績という理解でよろしいでしょうか？	同種施設の実績及び類似施設の実績の対象は、実施要領 p.5「7 参加資格（1）参加の要件」※2 及び※3 で示しているとおり実施設計を完了した実績です。
3	プロポーザル実施要綱 7（1）、7（2）	設計開始が平成26年3月以前、平成26年4月以降に設計完了の業務は参加要件に適合する実績として考えて宜しいでしょうか。	差し支えありません。
4	実施要領 P4 7. 参加資格 （1）（2）	参加の要件、配置予定技術者の要件の延床面積は、改修設計や増築設計の面積も含まれるということに宜しいでしょうか。	対象となる実績の延床面積は、新築又は増築部分の面積のみとなります。
5	プロポーザル実施要綱 7（1）、7（2）	免震化改修や ZEB 化改修の実実施設計は、参加要件に適合する免震及び ZEB の実績として考えて宜しいでしょうか。	免震の実績は、免震構造ではない建築物を免震化するための改修工事に係る実施設計であれば、実績として認めます。 実施要領 p.5「7 参加資格（1）参加の要件 ケ」のとおり、ZEB 化改修に係る実施設計の場合は、ZEB の実績として認めません。

6	実施要領 P. 5 7 参加資格 (1) 参加の要件 ケ	施工段階で取得した ZEB についても実績として認められると考えて宜しいでしょうか。	差し支えありません。
7	プロポーザル実施要領 P. 5 7 参加資格 (1) ケ	ZEB 認証取得実績の記載にあたっては BELS 評価書を添付する認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
8	「実施要領」P5-7 参加資格-(1)参加の要件-ケ、並びに「様式第 3-3 号 ZEB の実績」について	下記①と②の実績がある場合、①と②のいずれを優先してご提示差し上げればよろしいでしょうか、ご教示の程よろしくお願いいたします。 ① 用途が庁舎・事務所等で、規模が 10,000 m <sup>2</sup> 未満のケース ② 用途がその他で、規模が 10,000 m <sup>2</sup> 以上のケース	対象となる実績が記載可能件数以上ある場合は、各様式及び評価基準書を参照の上、記載する実績を選択してください。 なお、ZEB の実績においては、対象となる実績の用途・規模に応じて評価を行い、用途よりも規模を優位に評価します。
9	実施要領 P. 5 7 参加資格 (1) 参加の要件 ※2	地方公共団体の警察本部庁舎は同種施設の実績として認められると考えて宜しいでしょうか。	差し支えありません。
10	実施要領 7 参加資格 ※2, ※3	「新築工事に係る実施設計」とありますが、既存建物がある場合、敷地としては増築扱いです。増築部分の延床面積が記載の面積以上であれば、実績として考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
11	プロポーザル実施要領 P. 5 7 参加資格 (2) イ	配置予定の主任技術者については保有資格の条件はないものと認識してよろしいでしょうか。	差し支えありません。

12	「実施要領」P5-7 参加資格- (2) 配置予定技術者の要件ア-⑤並びにイ-③	ア 管理技術者について「告示の日時点で、同立場又は建築(意匠)主任技術者として、平成26年4月以降に、延べ床面積7,000㎡以上の同種施設の実績又は類似施設の実績を有すること」ならびにイ-③建築(意匠)主任技術者について「告示の日時点で、同立場又は建築(意匠)主任技術者として、平成26年4月以降に、延べ床面積7,000㎡以上の同種施設の実績又は類似施設の実績を有すること」とございますが、こちらは基本設計または実施設計の実績という理解でよろしいでしょうか？	同種施設の実績及び類似施設の実績の対象は、実施要領 p.5「7 参加資格(1)参加の要件」※2及び※3で示しているとおりに実施設計を完了した実績です。
13	プロポーザル実施要領 P.5 7 参加資格 (2) イ	機械設備分野について、衛生設備と空調設備を分けて配置した場合に評価は変わるのでしょうか。	評価は変わる場合があります。
14	プロポーザル実施要綱 7 (2) 様式4-2	配置予定技術者の実績で立場を証明する書類は体制表など社内資料でも宜しいでしょうか。	実績における立場を証明する書類については、必ずしも提出を求めていますませんが、立場を証明する書類として社内資料等を提出いただいても構いません。
15	「実施要領」P6-8 業務実施上の条件(1)-※	「参加申込者において新たに分担業務分野～中略～を追加する場合」について、分担業務分野を追加した場合、分担業務分野一つの追加に伴って、いかなる比較考量となりますでしょうか？	評価項目や評価の着目点は、評価基準書のとおりであり、追加した分担業務分野を直接的に評価対象とはしていません。
16	実施要領 P6 9. 参加に対する制限 (1)	協力事務所について、重複参加を認めない分担業務分野についてご教示ください。	建築(構造)、電気設備、機械設備のほか、参加申込者において新たに追加した分担業務分野を対象とします。

17	実施要領 P7 10 参加申込書等の作成及び提出 (一次審査) (2) 提出方法 ウ提出方法	様式第 2 号から様式第 4-3 号は、各様式 10 部をクリップ止めしたものをクリアファイルに入れて提出して宜しいでしょうか。 また添付書類は各 1 部一式をフラットファイルに綴じて提出して宜しいでしょうか。	実施要領 p. 7「10 参加申込書等の作成及び提出 (一次審査) (1) 提出書類」の提出資料 No. 1 (様式第 1 号) は、クリアファイルに入れて 1 部、No. 2~8 (様式第 2 号~第 4-3 号) は、クリップ留めした上でクリアファイルに入れて各 10 部を提出してください。また、No. 9 (添付資料) は各 1 部をフラットファイル等に綴じて提出してください。
18	プロポーザル実施要綱 10 (1)	提出書類の体裁はクリップ留めやファイルに纏めるなど指定がございましたらご指示願います。	上記 No. 17 の回答を参照してください。
19	プロポーザル実施要綱 12	プレゼンテーション出席者は配置予定技術者 (説明者) 3 名+PC 操作者 1 名でも宜しいでしょうか。	差し支えありません。プレゼンテーション・ヒアリングにおける説明に関与せず、PC 操作のみを担当する者であれば 1 名の出席を認めます。
20	様式第 3-1 号「同種施設・類似施設の実績」および関連する「評価基準書」-表 1 一次審査の評価基準	貴市の求められている技術力を確認させていただき趣旨としてお聞きします。様式内の各記載項目 (区分、受注形態、用途、延べ床面積など) に対して、優先度等いかなる比較考量が加えられることとなりますでしょうか？	同種施設・類似施設の実績においては、対象となる実績の区分・受注形態に応じて評価を行い、受注形態よりも区分を優位に評価します。 なお、実施要領 p. 8「10 参加申込書等の作成及び提出 (一次審査) (3) 質問の受付及び回答」において、評価及び審査に関する質問は受け付けないとしており、具体的な評価点の算出方法についてはお答えできません。
21	様式第 3-1 号 備考 3	業務の完了および施設の概要が確認できる書類として、業務完了届や確認済証の写しでもよろしいでしょうか。また複合施設の場合は当該用途の面積について、面積表などを添付すればよろしいでしょうか。	業務の完了が確認できる書類は、発注者が発行した検査結果通知書や確認済証の写しを提出してください。業務完了届は受注者が発行する書類と考えられるため、PUBDIS の登録の写しが提出できる場合のみ確認書類として認めます。 施設の概要が確認できる図面等の書類は、対象となる用途の面積が確認できる書類を提出してください。

22	様式 3-1～3-3 様式 4-2	特記事項は、各様式記載事項で補足すべき内容がある場合に記載することで宜しいでしょうか。 また特に記載する内容がない場合は空欄で宜しいでしょうか。	差し支えありません。
23	様式第 3-2 号 備考 3	免震構造であることが確認できる書類として、免震構造である旨の記載がある実施設計図の特記仕様書、あるいは実施設計図の断面図などでもよろしいでしょうか。	差し支えありません。対象建築物の紹介パンフレット等を提出いただいても構いません。
24	様式第 3-2 号「免震の実績」及び関連する「評価基準書」-表 1 一次審査の評価基準	貴市の求められている技術力を確認させていただき趣旨としてお聞きします。様式内の各記載項目(用途、規模など)に対して、優先度等いかなる比較考量が加えられることになりますでしょうか？	免震の実績においては、対象となる実績の用途・規模に応じて評価を行い、用途よりも規模を優位に評価します。 なお、実施要領 p. 8「10 参加申込書等の作成及び提出(一次審査)(3) 質問の受付及び回答」において、評価及び審査に関する質問は受け付けないとしており、具体的な評価点の算出方法についてはお答えできません。
25	様式 3-2、3-3	免震の実績、ZEB の実績に用途及び規模についての記載欄がありますが、これは評価基準書の「評価の着目点」に該当するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	様式第 3-3 号「ZEB の実績」及び関連する「評価基準書」-表 1 一次審査の評価基準	貴市の求められている技術力を確認させていただき趣旨としてお聞きします。様式内の各記載項目(用途、規模など)に対して、優先度等いかなる比較考量が加えられることになりますでしょうか？	ZEB の実績においては、対象となる実績の用途・規模に応じて評価を行い、用途よりも規模を優位に評価します。 なお、実施要領 p. 8「10 参加申込書等の作成及び提出(一次審査)(3) 質問の受付及び回答」において、評価及び審査に関する質問は受け付けないとしており、具体的な評価点の算出方法についてはお答えできません。

27	様式4-1 業務実施体制 再委託先	再委託先の範囲は、意匠、構造、電気設備、機械設備という理解で宜しいでしょうか。	建築（構造）、電気設備、機械設備のほか、参加申込者において新たに追加した分担業務分野を対象とします。
28	様式4-2号 配置予定技術者の経歴 <備考>6. 管理技術者業務実績	『実施要領「7 参加資格（2）配置予定技術者の要件 ア管理技術者⑤」の実績について記載する』とありますが、様式に記載できる3件とも参加資格を満たす必要がありますでしょうか。 例えば、1件は参加資格を満たし、残り2件は規模、用途、業務完了日等が異なる実績を記載した場合でも評価対象になると考えて宜しいでしょうか。	記載できる実績は、実施要領 p.5「7 参加資格（2）配置予定技術者の要件 ア管理技術者 ⑤」に該当する実績のみです。
29	様式第4-2「配置予定技術者の経歴等」及び関連する「評価基準書」-表1 一次審査の評価基準	貴市の求められている担当チーム能力を確認させていただき趣旨としてお聞きします。「配置予定技術者の技術力-配置予定技術者の実績中、管理技術者（配点8点）、建築（意匠）（配点8点）、建築（構造）（配点8点）、電気設備（配点8点）、機械設備（配点8点）とございます。一方、様式第4-2に記載する実績は3件までとなっており、割り切れない関係となりっております。 様式内の各記載項目（実績区分、規模、業務概要、立場など）対して、優先度・係数等いかなる比較考量が加えられることとなりますでしょうか？例えば実績区分①は「同種、かつ10,000㎡以上、かつ埼玉県内の実績が最優先」あるいは実績区分②は「免震・ZEB共に該当し、かつ庁舎・事務所等、かつ埼玉県内の実績が最優先」となる等々。	管理技術者及び建築（意匠）主任技術者の業務実績は、対象となる実績の実績区分・規模に応じて評価を行い、規模よりも実績区分を優位に評価します。また、建築（構造）、電気設備、機械設備の主任技術者の業務実績は、対象となる実績の実績区分・規模に応じて評価を行い、実績区分よりも規模を優位に評価します。 なお、実施要領 p.8「10 参加申込書等の作成及び提出（一次審査）（3）質問の受付及び回答」において、評価及び審査に関する質問は受け付けないとしており、具体的な評価点の算出方法についてはお答えできません。

※対象資料・該当箇所、質問事項は、基本的に原文のままとしていますが、対象資料・該当箇所については一部追記・修正をしています。